

# 平成24年度予算議案

徳 島 市

①



## 目

## 次

議案第1号	平成24年度徳島市一般会計予算	1 ページ
議案第2号	平成24年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算	1 5 //
議案第3号	平成24年度徳島市食肉センター事業特別会計予算	2 3 //
議案第4号	平成24年度徳島市下水道事業特別会計予算	2 9 //
議案第5号	平成24年度徳島市奨学事業特別会計予算	3 5 //
議案第6号	平成24年度徳島市土地取得事業特別会計予算	4 1 //
議案第7号	平成24年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	4 7 //
議案第8号	平成24年度徳島市介護保険事業特別会計予算	5 3 //
議案第9号	平成24年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算	5 9 //
議案第10号	平成24年度徳島市職員給与等支払特別会計予算	6 5 //
議案第11号	平成24年度徳島市中央卸売市場事業会計予算	7 1 //
議案第12号	平成24年度徳島市商業観光施設事業会計予算	7 5 //
議案第13号	平成24年度徳島市土地造成事業会計予算	8 1 //
議案第14号	平成24年度徳島市水道事業会計予算	8 5 //
議案第15号	平成24年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算	9 1 //
議案第16号	平成24年度徳島市市民病院事業会計予算	9 7 //



平成 24 年 度 徳 島 市 一 般 会 計 予 算



## 平成24年度徳島市一般会計予算

平成24年度徳島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87,220,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当(賃金に係る職員手当を除く。)及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成24年3月1日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		39,281,125
	1 市 民 税	17,422,316
	2 固 定 資 産 税	16,912,011
	3 軽 自 動 車 税	532,080
	4 た ば こ 税	1,686,087
	5 都 市 計 画 税	2,728,631
2 地 方 譲 与 税		729,700
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	226,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	498,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	5,700
3 利 子 割 交 付 金		158,000
	1 利 子 割 交 付 金	158,000
4 配 当 割 交 付 金		142,000
	1 配 当 割 交 付 金	142,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		30,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,000
6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		39,000



款	項	金 額
	1 ゴルフ場利用税交付金	39,000
7 地方消費税交付金		2,873,000
	1 地方消費税交付金	2,873,000
8 自動車取得税交付金		168,000
	1 自動車取得税交付金	168,000
9 地方特例交付金		93,000
	1 地方特例交付金	93,000
10 地方交付税		8,700,000
	1 地方交付税	8,700,000
11 交通安全対策特別交付金		73,000
	1 交通安全対策特別交付金	73,000
12 分担金及び負担金		1,324,290
	1 負担金	1,324,290
13 使用料及び手数料		1,641,809
	1 使用料	1,106,038
	2 手数料	535,771
14 国庫支出金		13,571,812
	1 国庫負担金	12,195,938
	2 国庫補助金	1,326,881
	3 国庫委託金	48,993

款	項	金 額
15 県 支 出 金		5,206,665
	1 県 負 担 金	3,224,431
	2 県 補 助 金	1,604,224
	3 県 委 託 金	378,010
16 財 産 収 入		156,576
	1 財 産 運 用 収 入	92,076
	2 財 産 売 払 収 入	64,500
17 寄 附 金		7,650
	1 寄 附 金	7,650
18 繰 入 金		1,119,626
	1 基 金 繰 入 金	1,119,626
19 諸 収 入		1,823,147
	1 延 滞 金	71,000
	2 預 金 利 子	15,600
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,133,615
	4 受 託 事 業 収 入	80,000
	5 雑 入	522,932
20 市 債		10,081,600
	1 市 債	10,081,600
歳 入	合 計	87,220,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議 会 費		666,153
	1 議 会 費	666,153
2 総 務 費		7,646,270
	1 総 務 管 理 費	6,285,842
	2 徴 税 費	842,968
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	325,937
	4 選 挙 費	67,101
	5 統 計 調 査 費	51,518
	6 監 査 委 員 費	72,904
3 民 生 費		35,998,652
	1 社 会 福 祉 費	15,477,714
	2 児 童 福 祉 費	9,467,266
	3 生 活 保 護 費	11,053,272
	4 災 害 救 助 費	400
4 衛 生 費		9,782,151
	1 保 健 衛 生 費	5,150,831
	2 清 掃 費	4,631,320

款	項	金 額
5 勞 働 費		60,835
	1 勞 働 諸 費	60,835
6 農 林 水 産 業 費		995,000
	1 農 林 水 産 業 費	352,378
	2 農 地 費	642,622
7 商 工 費		1,810,049
	1 商 工 費	1,810,049
8 土 木 費		8,758,704
	1 土 木 管 理 費	187,754
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,083,524
	3 河 川 及 び 排 水 施 設 費	793,990
	4 港 湾 費	2,460
	5 都 市 計 画 費	5,089,418
	6 住 宅 費	601,558
9 消 防 費		2,465,654
	1 消 防 費	2,465,654
10 教 育 費		8,994,298
	1 教 育 総 務 費	763,763
	2 小 学 校 費	2,044,776

款	項	金額
	3 中 学 校 費	1, 207, 497
	4 高 等 学 校 費	844, 612
	5 幼 稚 園 費	1, 121, 565
	6 学 校 給 食 費	1, 253, 249
	7 社 会 教 育 費	1, 296, 671
	8 保 健 体 育 費	462, 165
11 災 害 復 旧 費		30, 000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	23, 000
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7, 000
12 公 債 費		9, 962, 234
	1 公 債 費	9, 962, 234
13 予 備 費		50, 000
	1 予 備 費	50, 000
歲 出	合 計	87, 220, 000

## 第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	昭和コミュニティセンター建設事業	339,812	24	95,817
				25	243,995
3 民生費	2 児童福祉費	(仮称) 昭和児童館建設事業	80,989	24	23,523
				25	57,466
10 教育費	2 小学校費	大松小学校屋内運動場増改築事業	452,431	24	163,624
				25	248,717
				26	40,090
	3 中学校費	徳島中学校屋内運動場増改築事業	970,239	24	375,460
				25	573,719
				26	21,060

### 第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
認定帰農者支援資金利子補給	平成25年度から平成39年度まで	1,696
農業経営基盤強化資金利子補給	平成25年度から平成29年度まで	3,900
漁業近代化資金利子補給	平成25年度から平成30年度まで	2,998
消防分団用地取得事業 (平成24年度分)	平成25年度から平成29年度まで	取得予定価格 33,840 千円、 利子及び事務費の合計額

# 第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域総合整備資金貸付事業	200,000	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成55年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。  市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
庁舎改修事業	56,900			
コミュニティセンター整備事業	53,300			
隣保館整備事業	5,900			
社会福祉センター整備事業	12,800			
児童館整備事業	12,300			
保育所整備事業	213,600			
清掃運搬施設整備事業	44,000			
廃棄物処理施設整備事業	123,800			
水道事業会計出資	54,400			
し尿処理施設整備事業	81,700			
農地施設整備事業	218,800			
木工会館整備事業	9,000			
道路橋りょう整備事業	1,099,100			
排水施設整備事業	432,200			
都市計画事業	291,900			
公営住宅建設事業	19,700			



消 防 施 設 整 備 事 業	91,300			
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	1,053,100			
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	12,300			
動 物 園 施 設 整 備 事 業	2,500			
社 会 体 育 施 設 整 備 事 業	56,400			
災 害 復 旧 事 業	27,500			
臨 時 財 政 对 策	5,340,000			
退 職 手 当	499,700			
公 的 資 金 借 換	69,400			



# 平成 24 年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算



## 平成24年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

平成24年度徳島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,567,974千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

平成24年3月1日提出

徳島市長 原 秀 樹

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		5,235,091
	1 国民健康保険料	5,235,091
2 使用料及び手数料		1,742
	1 手 数 料	1,742
3 国 庫 支 出 金		6,819,848
	1 国 庫 負 担 金	4,700,553
	2 国 庫 補 助 金	2,119,295
4 療 養 給 付 費 交 付 金		1,048,422
	1 療 養 給 付 費 交 付 金	1,048,422
5 前 期 高 齢 者 交 付 金		5,417,380
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	5,417,380
6 県 支 出 金		1,369,880
	1 県 負 担 金	210,243
	2 県 補 助 金	1,159,637
7 共 同 事 業 交 付 金		4,511,525
	1 共 同 事 業 交 付 金	4,511,525
8 繰 入 金		2,446,245

款	項	金額
	1 一般会計繰入金	2,446,245
9 諸収入		32,583
	1 延滞金・加算金及び過料	504
	2 雑入	32,079
10 繰越金		685,258
	1 繰越金	685,258
歳入	合計	27,567,974

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		487,994
	1 総 務 管 理 費	487,994
2 保 険 給 付 費		17,763,191
	1 保 険 給 付 費	17,763,191
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		2,918,593
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	2,918,593
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		5,873
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	5,873
5 老 人 保 健 拠 出 金		2,675
	1 老 人 保 健 拠 出 金	2,675
6 介 護 納 付 金		1,289,503
	1 介 護 納 付 金	1,289,503
7 共 同 事 業 拠 出 金		4,618,200
	1 共 同 事 業 拠 出 金	4,618,200
8 保 健 事 業 費		240,235
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	167,595
	2 保 健 事 業 費	72,640



款	項	金 額
9 公 債 費		9,000
	1 公 債 費	9,000
10 諸 支 出 金		222,710
	1 諸 支 出 金	222,710
11 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歲 出	合 計	27,567,974



# 平成 24 年度徳島市食肉センター事業特別会計予算



## 平成24年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

平成24年度徳島市の食肉センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ477,684千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

平成24年3月1日提出

徳島市長 原 秀 樹

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業収入		183,571
	1 諸収入	183,571
2 県支出金		10,000
	1 県補助金	10,000
3 繰入金		264,313
	1 一般会計繰入金	264,313
4 市債		19,800
	1 市債	19,800
歳入	合 計	477,684

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		110,321
	1 事 業 費	87,311
	2 公 債 費	23,010
2 繰 上 充 用 金		367,063
	1 繰 上 充 用 金	367,063
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	477,684

## 第2表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
と畜場整備事業	19,800	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成55年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。  市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。



# 平成 24 年度徳島市下水道事業特別会計予算



## 平成24年度徳島市下水道事業特別会計予算

平成24年度徳島市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,897,587千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当（賃金に係る職員手当を除く。）及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成24年3月1日提出

徳島市長 原 秀 樹

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		82,910
	1 負 担 金	82,910
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,294,863
	1 使 用 料	1,294,573
	2 手 数 料	290
3 国 庫 支 出 金		1,129,000
	1 国 庫 補 助 金	1,129,000
4 繰 入 金		2,477,041
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,477,041
5 諸 収 入		10,046
	1 受 託 事 業 収 入	5,000
	2 雑 入	5,046
6 市 債		1,790,700
	1 市 債	1,790,700
7 繰 越 金		113,027
	1 繰 越 金	113,027
歳 入	合 計	6,897,587

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 下 水 道 費		6,894,587
	1 管 理 費	1,183,880
	2 建 設 費	2,777,870
	3 便 所 水 洗 化 費	15,052
	4 公 債 費	2,765,491
	5 諸 費	152,294
2 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	6,897,587

## 第2表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	1,708,300	普通貸借 又は	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成55年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。  市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
下水道債借換	82,400	証券発行		

平成 24 年度 徳島市 奨学事業 特別会計 予算





## 平成24年度徳島市奨学事業特別会計予算

平成24年度徳島市の奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,158千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

平成24年3月1日提出

徳島市長 原 秀 樹

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 収 入		10,533
	1 奨 学 事 業 収 入	10,533
2 繰 越 金		7,625
	1 繰 越 金	7,625
歳 入	合 計	18,158

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 費		18,120
	1 貸 付 金	18,120
2 公 債 費		38
	1 公 債 費	38
歳 出 合 計		18,158



# 平成 24 年度徳島市土地取得事業特別会計予算



## 平成24年度徳島市土地取得事業特別会計予算

平成24年度徳島市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,468,068千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月1日提出

徳島市長 原 秀 樹

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		1,433,312
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,433,312
2 諸 収 入		34,756
	1 諸 収 入	34,756
歳 入	合 計	1,468,068



歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		1, 433, 312
	1 貸 付 金	1, 422, 141
	2 公 債 費	11, 171
2 諸 支 出 金		34, 756
	1 諸 支 出 金	34, 756
歳 出	合 計	1, 468, 068



# 平成 24 年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算



## 平成24年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成24年度徳島市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,999千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、45,000千円と定める。

平成24年3月1日提出

徳島市長 原 秀 樹

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 収 入		22, 174
	1 貸 付 金 元 利 収 入	22, 174
2 繰 入 金		15, 325
	1 一 般 会 計 繰 入 金	15, 325
3 市 債		7, 500
	1 市 債	7, 500
歳 入	合 計	44, 999

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		1,038
	1 貸 付 事 業 費	1,038
2 公 債 費		43,961
	1 公 債 費	43,961
歳 出	合 計	44,999

## 第2表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住宅新築資金等 貸付事業債借換	7,500	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成55年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。  市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。



# 平成 24 年度徳島市介護保険事業特別会計予算



## 平成24年度徳島市介護保険事業特別会計予算

平成24年度徳島市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,398,299千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成24年3月1日提出

徳島市長 原 秀 樹

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 險 料		3,945,578
	1 介 護 保 險 料	3,945,578
2 使 用 料 及 び 手 数 料		485
	1 手 数 料	485
3 国 庫 支 出 金		5,222,963
	1 国 庫 負 担 金	3,835,860
	2 国 庫 補 助 金	1,387,103
4 支 払 基 金 交 付 金		5,959,300
	1 支 払 基 金 交 付 金	5,959,300
5 県 支 出 金		3,111,597
	1 県 負 担 金	2,969,437
	2 県 補 助 金	142,160
6 財 産 収 入		5,157
	1 財 産 運 用 収 入	5,157
7 繰 入 金		3,153,119
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,046,217
	2 基 金 繰 入 金	106,902

款	項	金 額
8 諸 収 入		100
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	100
歳 入	合 計	21,398,299

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		438,542
	1 総 務 管 理 費	438,542
2 保 険 給 付 費		20,415,377
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	20,415,377
3 地 域 支 援 事 業 費		213,288
	1 介 護 予 防 事 業 費	39,796
	2 包 括 的 支 援 ・ 任 意 事 業 費	173,492
4 基 金 積 立 金		108,079
	1 基 金 積 立 金	108,079
5 公 債 費		7,000
	1 公 債 費	7,000
6 諸 支 出 金		8,410
	1 諸 支 出 金	8,410
7 繰 上 充 用 金		197,603
	1 繰 上 充 用 金	197,603
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	21,398,299

# 平成 24 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算





## 平成24年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成24年度徳島市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,996,767千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成24年3月1日提出

徳島市長 原 秀 樹

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,329,604
	1 後期高齢者医療保険料	2,329,604
2 使用料及び手数料		203
	1 手 数 料	203
3 繰 入 金		659,508
	1 一 般 会 計 繰 入 金	659,508
4 諸 収 入		7,452
	1 償還金及び還付加算金	5,973
	2 雑 入	1,479
歳 入	合 計	2,996,767

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		54,437
	1 総 務 管 理 費	47,428
	2 徴 収 費	7,009
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		2,926,357
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	2,926,357
3 諸 支 出 金		5,973
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,973
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	2,996,767



# 平成 24 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算



## 平成24年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

平成24年度徳島市の職員給与等支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,152,528千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月1日提出

徳島市長 原 秀 樹

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 振 替 収 入		17, 152, 528
	1 振 替 収 入	17, 152, 528
歳 入 合 計		17, 152, 528



歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 給 与 等 支 払 費		17, 152, 528
	1 給 与 等 支 払 費	17, 152, 528
歳 出	合 計	17, 152, 528



# 平成 24 年度徳島市中央卸売市場事業会計予算



## 平成24年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取扱量

ア 水産物 47,000トン

イ 青果物 84,000トン

(2) 主要な建設改良事業

ア 青果棟青果仲卸店舗シャッター改修工事 15,000千円

イ 水産棟東側外壁改修工事 6,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 市場事業収益 523,456千円

第1項 営業収益 410,528千円

第2項 営業外収益 112,928千円

支出

第1款 市場事業費用 545,564千円

第1項 営業費用 515,238千円

第2項 営業外費用 29,326千円

第3項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額92,580千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,770千円、過年度分損益勘定留保資金89,810千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款	資本的収入	34,420千円
第1項	出資金	34,420千円
	支	出
第1款	資本的支出	127,000千円
第1項	建設改良費	58,161千円
第2項	企業債償還金	68,839千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費120,616千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第6条 行政監督等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、107,478千円である。

平成24年3月1日提出

徳島市長 原 秀 樹

# 平成 24 年度徳島市商業観光施設事業会計予算





## 平成24年度徳島市商業観光施設事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度商業観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ロープウェイ

(1) 普通索道

ア 年間使用搬器数	68,652器
イ 年間総利用人数	157,119人
ウ 一日平均利用人数	430人

2 駐 車 場

(1) 新町地下駐車場

ア 駐 車 台 数	133台
イ 年間駐車台数	92,345台
(ア) 普通駐車	54,020台
(イ) 泊 駐 車	5,110台
(ウ) 全日定期駐車	9,490台
(エ) 夜間定期駐車	6,570台
(オ) 昼間定期駐車	17,155台

ウ 一日平均駐車台数	253台
(ア) 普通駐車	148台
(イ) 泊車	14台
(ウ) 全日定期駐車	26台
(エ) 夜間定期駐車	18台
(オ) 昼間定期駐車	47台

(2) 紺屋町地下駐車場

ア 駐車台数	287台
イ 年間駐車台数	136,875台
(ア) 普通駐車	71,540台
(イ) 泊車	12,410台
(ウ) 全日定期駐車	17,520台
(エ) 夜間定期駐車	10,950台
(オ) 昼間定期駐車	24,455台
ウ 一日平均駐車台数	375台
(ア) 普通駐車	196台
(イ) 泊車	34台
(ウ) 全日定期駐車	48台
(エ) 夜間定期駐車	30台
(オ) 昼間定期駐車	67台

(3) 徳島駅前西地下駐車場

ア 駐車台数	154台
イ 年間駐車台数	360,620台

(ア) 普通駐車	350,765台
(イ) 泊駐車	5,475台
(ウ) 夜間定期駐車	4,380台
ウ 一日平均駐車台数	988台
(ア) 普通駐車	961台
(イ) 泊駐車	15台
(ウ) 夜間定期駐車	12台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 商業観光施設事業収益	192,377千円
第1項 索道営業収益	275千円
第2項 駐車場営業収益	186,901千円
第3項 営業外収益	5,201千円

支 出

第1款 商業観光施設事業費用	209,575千円
第1項 索道営業費用	69,973千円
第2項 駐車場営業費用	120,280千円
第3項 営業外費用	18,322千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出

第1款 資本的支出	13,241千円
第1項 企業債償還金	13,241千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、2,640,000千円と定める。

平成24年3月1日提出

徳島市長 原 秀 樹

# 平成 24 年度 徳島市 土地造成事業 会計予算



## 平成24年度徳島市土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) ハイテクランド徳島売却賃貸面積 12,750.63平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益	268,174	千円
第1項	営業収益	268,149	千円
第2項	営業外収益	25	千円
		支	出
第1款	事業費用	265,793	千円
第1項	営業費用	265,693	千円
第2項	営業外費用	100	千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費9,267千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

平成24年3月1日提出

徳島市長 原 秀 樹





平成 24 年度 徳島市 水道事業 会計 予算



## 平成24年度徳島市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	123,538戸
(2) 年間総配水量	33,283,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	91,186m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
原水及び浄水施設事業	267,633千円
配水施設事業	1,667,880千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	5,068,512千円	
第1項 営業収益	4,936,322千円	
第2項 営業外収益	131,533千円	
第3項 特別利益	657千円	

支 出		
第1款	水道事業費用	4, 884, 636千円
第1項	営業費用	4, 055, 619千円
第2項	営業外費用	823, 512千円
第3項	特別損失	3, 505千円
第4項	予備費	2, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2, 323, 734千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18, 153千円、過年度分損益勘定留保資金2, 143, 757千円及び当年度分損益勘定留保資金161, 824千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	971, 612千円
第1項	企業債	500, 000千円
第2項	工事負担金	130, 000千円
第3項	加入金	147, 546千円
第4項	負担金	36, 086千円
第5項	国庫補助金	69, 615千円
第6項	他会計補助金	32, 683千円
第7項	固定資産売却代金	1, 282千円
第8項	他会計出資金	54, 400千円

支 出		
第1款	資本的支出	3, 295, 346千円
第1項	建設改良費	2, 005, 666千円
第2項	企業債償還金	1, 289, 680千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄水施設改良事業	20,000千円	普通貸借又は証券発行	6.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
配水管整備事業	480,000千円			財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,298,313千円
- (2) 交際費 420千円

(他会計からの補助金)

第8条 統合簡易水道建設改良等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、55,563千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、424,000千円と定める。

平成24年3月1日提出

徳島市長 原 秀 樹



# 平成 24 年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算





## 平成24年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間使用車両数	16,754両(一日平均46両)
(2) 年間運転キロメートル数	1,755,702キロメートル
(3) 年間総輸送人員	3,617,006人
(4) 一日平均輸送人員	9,910人
(5) 主要な建設改良事業	
旅客自動車購入	21,742千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	旅客自動車運送事業収益	990,653千円
第1項	営業収益	640,408千円
第2項	営業外収益	348,864千円
第3項	特別利益	1,381千円
支 出		
第1款	旅客自動車運送事業費用	971,501千円
第1項	営業費用	938,052千円
第2項	営業外費用	32,449千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額48,424千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,122千円、過年度分損益勘定留保資金47,302千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	23,573千円
第1項	企 業 債	10,700千円
第2項	補 助 金	12,329千円
第3項	固 定 資 産 売 却 代 金	544千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	71,997千円
第1項	建 設 改 良 費	24,112千円
第2項	企 業 債 償 還 金	47,885千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
旅客自動車購入	10,700千円	普通貸借又は証券発行	6.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
			ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	6 9 4 , 3 6 8 千円
(2) 交 際 費	4 2 0 千円

(他会計からの補助金)

第8条 第2種生活路線運行維持等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、319,499千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、111,000千円と定める。

平成24年3月1日提出

徳 島 市 長 原 秀 樹



平成 24 年度 徳島市 市民病院 事業会計 予算



## 平成24年度徳島市市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	339床
(2) 年間患者数	
ア 入院患者数	97,820人
イ 外来患者数	122,500人
(3) 一日平均患者数	
ア 入院患者数	268人
イ 外来患者数	500人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機械器具購入	86,200千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	9,639,988千円
第1項	医療収益	8,050,689千円
第2項	医療外収益	1,584,299千円
第3項	特別利益	5,000千円

支 出		
第1款	病院事業費用	9,505,685千円
第1項	医療費用	9,103,832千円
第2項	医療外費用	391,853千円
第3項	特別損失	5,000千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	資本的収入	335,495千円
第1項	企業債	80,000千円
第2項	補助金	9,000千円
第3項	負担金	246,495千円

支 出		
第1款	資本的支出	1,622,991千円
第1項	建設改良費	91,000千円
第2項	企業債償還金	1,531,991千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具等整備事業	80,000千円	普通貸借又は証券発行	6.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
				財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率



(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,238,313千円

(2) 交際費 420千円

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、988,880千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,030,000千円と定める。

平成24年3月1日提出

徳島市長 原 秀 樹



この冊子は再生紙を使用しています。

